

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	— (第 回)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	京丹後市 (262129)
地域名 (地域内農業集落名)	大宮町 (口大野集落、奥大野集落、上常吉集落、下常吉集落、三坂集落、森本集落、三重集落、谷内集落、久住集落、五十河集落、新宮集落、延利集落、明田集落、周枳集落、河辺集落、善王寺集落) (三坂団地、周枳団地、中ノ谷団地、大野団地)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	597.72 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	522.56 ha
② 田の面積	516.78 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	75.31 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	11.64 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	25.45 ha
(参考) 区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	252.62 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	195.05 ha

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・複数の地区で後継者不足に伴い離農や耕作放棄地が増加している。また、山手の地区では鳥獣害が多く、離農者の増加や営農意欲の低下を招いている。一方、京力農場プランや中間管理機構の活用によって、認定農家への農地集積や新規就農者受け入れにより農地面積が増加している地区もある。(全体)

・農業を振興するために農家以外の地域住民からの支援や集落を越えた農家同士の連携が必要となる。(全体)

・稲作面積の4分の1(約8ha)を他地域から入って来る人が耕作している。現状、農業を生業とは考えていない人が多い。(三重)

・農作業や機械の共同利用などの組織はないが、美しい農村環境を守り次世代につなぐため、地域住民が一体となり農水路の維持・補修や農地を守り管理している。(三重)

・米の価格が低く、稲作をするほど赤字になっている。(周枳)

・農地の集約を進め効率化を図ることが急務である。(谷内)

・草刈り等を行う労働者が不足しているため、機械を用いた省力化が必要である。(谷内)

・農業施設(作業場)、設備の更新に資金が必要なため、補助金等を活用する。(谷内)

・現状の農業経営は、農家全てが水稻主体の営農形態であり、反収は平均150,000円程度で他の農作物との複合経営は見当たらない。現時点では、耕作者が不足する状況は見られないが、数年後、認定農家及び担い手農家の世代交代の時期や自作農地の農家の離農などによっては、耕作者が不足する事態が生じることが懸念されている。(河辺)

・40代の耕作者面積が少なく、50代以降が大半を占めている。本来地元の人が後継者作りや新規就農者を受け入れる組織を作るものだが、組織的に行動できていないことが課題となっている。山間部の圃場は日当たりが悪く、水も冷たいため、鳥獣被害に伴い閉じる農地を策定する必要がある。特に地勢観点から鳥獣被害対策、山岳からの水路の整備、山際の水路管理が最重要となる。(明田)

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稲と野菜を中心に特別栽培や有機農業等への切り替えも視野に入れて営農を行う。国営農地では野菜を中心に果樹や茶の生産を行う。(全体)

・価格低下のリスクを分散し、農業所得を上昇させるために既存販路への出荷もしつつ、独自の販路を開拓する。(全体)

・農業者以外の住民にも当事者意識を持ってもらい、農業を通じた地域づくりで地域全体の活性化を図っていく。(全体)

・若い新規認定農業者が就農したため、農事組合としても全面的に応援していく。(三重)

・稲作を中心にし他地区の耕作者を含め地域住民全員で農地を守り将来につないでいく。(三重)

・若者が、農業一本でも食べていけるような環境づくりと農家への支援、農産物の輸送、販路の確保を行政と一体となっていく。(周知)

・付加価値の高い作物(栽培方法)への転換を行う。(谷内)

・地区農業は、現状と同様に、認定農家2戸 担い手農家1戸で、区内農地の80%(約40ha)の水田を耕作していくことが見込まれているが、経営規模の拡大や他品目の栽培による多角化が見込めない中で、機械設備の共同化や育苗の共同栽培化、直播等低コスト化等の省力化に向けた取組が必須となってくる。一方、地域農業としては、高齢者の働く場を確保する観点で、育苗などの共同作業への就労はもとより、ハウス野菜や黒豆、小豆栽培などへ、サラリーマンを退職した人などを中心に新規就農を促し、地域農業の活性化を進めていく。(河辺)

・農地を耕作放棄地にしない為に水稲のみに生産物を限定する。圃場管理が出来ない耕作者には機械費の負担、作業量の少ないWCSを生産して頂く。所得向上の観点から、コシヒカリではなくニーズのあるコメ新市場開拓等促進事業の対象となる加工用米生産に力を入れる。主食用米は他の地域との差別生産方法として、播種培土を籾摺りから出るすくもを利用し、籾殻燐炭を培土にして使う。高温対策として、コシヒカリ以外の品種に移行していく。露地育苗を視野に入れていく。(明田)

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針					
・各地域の大規模な担い手や中心的経営体への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。(全体) ・本計画及び中間管理機構事業関連の農地利用計画を基本に、認定農家及び担い手農家への農地集積計画を引き続き進め、作業と水利等の効率化を進めていく。(河辺)					
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標					
現状の集積率	54.10	%	将来の目標とする集積率	54.10	%
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標					
・効率的な営農を展開するために、各地区の大規模な担い手を基本として農地の集積を進める。(全体) ・地形的に集団化にそぐわない箇所が多く、基本的には作業の動線と水路管理の利便性を重視して集団化の取組を行っている。今後は、農家各戸の作業効率と能力を勘案して最大限の集約化に努力していく。(河辺)					

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組					
・高齢化などの理由で耕作ができなくなった場合、主に近隣の大規模な担い手や他の地域の農家が引き継ぐこととし、各地区の大規模な担い手の農地が点在しないように調整を行い、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を各地域の担当組織や農業委員、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。(全体) ・集積・集約化が進んでいる地区(河辺等)もあるが、集積・集約化が進んでいない地区もあるため、集積・集約化に関する話し合い等の調整を進めていく。(全体)					
(2)農地中間管理機構の活用方法					
・地区内のほぼ全ての対象予定農地を機構契約している地区(河辺等)もあるが、機構契約が進んでいない地区もあるため、土地所有者に農地中間管理機構について理解を深めてもらい、貸付面積を増やし、担い手の経営意向を踏まえ、集約化する。その際各地区の担当組織や農業委員、農地利用最適化推進委員等と調整し、所有者への貸付意向時期に配慮する。(全体)					
(3)基盤整備事業への取組					
・昨今の農業情勢を鑑み、地区、地権者、担い手などの意向を考慮の上、周枳区、下常吉区で基盤整備を検討する。(全体)					
(4)多様な経営体の確保・育成の取組					
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。(全体) ・地区内の農業を守る持続的な体制づくりのため、農家以外の区民も参加する農業法人を立ち上げ、米や野菜、果樹が地産地消できる取組を進める。(河辺)					
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組					
担い手等の意向を踏まえ、検討する。					

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☒	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☒	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①集落による鳥獣害防護柵等の設置を進め、農業者が営農しやすい環境を整える。(全体)
- ①獣害対策効果の高い防護柵の設置に取組むとともに、柵設置後の適正な管理を地域全体で行う。(河辺)
- ②有機農業に関する講演会等に参加し、段階的に取り組んでいく。(全体)
- ②特別栽培米の作付けを増やす。(久住)
- ②環境保全型農業直接支払交付金を最大限に活用する。(明田)
- ③GPS付トラクターやドローン、水位センサー等を活用し、省力化を図る(全体)
- ⑥免税軽油を使用する。(明田)
- ⑥糶摺りの際に出るすくもを糶殻燐炭にし培土の代わりに使用する。(明田)
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地、水路、農道等の地域資源の保全・管理を進める。また、活動組織のさらなる広域化の検討を進める。(全体)
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、非農家も含めた保全隊による鳥獣害防護柵設置や水路の保全、除草等を行う。(三坂)
- ⑦中山間地域においては、中山間地域直接支払制度を活用し、農用地等の地域資源の保全・管理を進める。(全体)
- ⑦水稻栽培に特化し、有機栽培に必要なほ場の準備を行う。(明田)
- ⑧水田・一般畑では、農道や井堰、用水路の点検を行い、補助事業等も活用しながら施設の統合等も視野に入れ、維持管理や修繕、改修を行う。国営開発畑では補助事業等も活用しながらポンプ等の維持管理や改修を行うとともに、機械の計画的更新を検討する。また、非農家も含めて集落を超えた維持管理労力の融通を検討していく。(全体)
- ⑧老朽化した用排水路、井堰、揚水機場、ため池、農道等の長寿命化等対策を進める。
- ⑧土堀水路はU字溝等の設置など改修工事を進める。(全体)
- ⑧常吉川転倒ゲート等の改修を行う。(奥大野)
- ⑧防災重点ため池を中心にため池の管理や改修を行う。(全体)
- ⑧家の奥(大門)ため池等の浚渫工事を進める。(三重)
- ⑧水路を機能診断しながら補修し、維持管理を行う。(延利)
- ⑧農道横の雑木が大きくなり通行などに支障が出ているので伐採(わち刈り)を進める。(三重)
- ⑧水の確保の為、林道の整備を行う。(明田)
- ⑩新規就農者を受け入れ、集落の若返りを図り、集落全体で農地を守る取り組みを進める。(全体)
- ⑩水稻育苗ハウスの共同化について協議が行われており、農家の共同作業化や新規作物導入につなげていく。(河辺)

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
		別添参照		ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	551経営体		597.7 ha	6.15 ha		597.7 ha	8.76 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。